

令和元年 第3回定例会

予算決算常任委員会記録（第1号）

令和元年12月17日（火曜日）

午前10時00分 開会

午後 1時40分 散会

○出席委員（28名）

委員長	24番	工藤光志	委員	副委員長	12番	尾崎寿一	委員
	1番	竹内博之	委員		2番	成田大介	委員
	3番	坂本崇	委員		4番	齋藤豪	委員
	5番	福士文敏	委員		6番	蛭名正樹	委員
	7番	石山敬	委員		8番	木村隆洋	委員
	9番	千葉浩規	委員		10番	野村太郎	委員
	11番	外崎勝康	委員		13番	蒔苗博英	委員
	14番	松橋武史	委員		15番	今泉昌一	委員
	16番	小田桐慶二	委員		17番	鶴ヶ谷慶市	委員
	18番	石岡千鶴子	委員		19番	一戸兼一	委員
	20番	石田久	委員		21番	三上秋雄	委員
	22番	佐藤哲	委員		23番	越明男	委員
	25番	清野一榮	委員		26番	田中元	委員
	27番	宮本隆志	委員		28番	下山文雄	委員

○出席理事者

副市長	鎌田雅人	総務部長	赤石仁
財務部長	須郷雅憲	市民生活部長	三浦直美
福祉部長	番場邦夫	健康こども部長	外川吉彦
農林部長	本宮裕貴	観光部長	岩崎隆
建設部長	天内隆範	都市整備部長	野呂忠久
上下水道部長	坂田一幸	市立病院事務局長	澤田哲也
教育部長	鳴海誠	人事課長	堀川慎一
財政課長	岩崎文彦	資産税課長	石田剛
市民協働課長	高谷由美子	市民生活部理事	加藤裕敏
障がい福祉課長	佐藤真紀	生活福祉課長	三上誠

介 護 福 祉 課 長 工 藤 繁 志
 こども家庭課長補佐 間 山 博 樹
 健 康 増 進 課 長 一 戸 ひ と み
 農 村 整 備 課 長 八 嶋 範 行
 土 木 課 長 本 間 嘉 章
 都 市 計 画 課 長 中 田 和 人
 上 下 水 道 部 総 務 課 長 高 橋 秀 男
 学 校 整 備 課 長 三 上 善 仁
 文 化 財 課 長 小 山 内 一 仁

こども家庭課長 佐々木 隆 史
 国 保 年 金 課 長 田 中 知 巳
 農 政 課 長 齊 藤 隆 之
 観 光 課 長 栗 嶋 博 美
 道 路 維 持 課 長 花 岡 哲
 相 馬 総 合 支 所 長 田 中 稔
 市 立 病 院 総 務 課 長 堀 子 義 人
 学 務 健 康 課 長 菅 野 洋

○出席事務局職員

事 務 局 長 高 橋 晋 二
 議 事 係 長 蝦 名 良 平
 主 事 工 藤 健 司
 主 事 成 田 崇 伸

次 長 菊 池 浩 行
 総 括 主 査 成 田 敏 教
 主 事 附 田 準 悦

午前10時00分 開会

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は28名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、予算決算常任委員会に付託された議案は、議案第49号から第57号までの以上9件であります。

なお、審査に先立ち委員の方をお願いいたします。質疑される方は、質疑する款項目かページを申し添えて質疑をお願いします。

答弁される理事者の方へお願いいたします。答弁する際は、職名を添えて大きな声で委員長に発言を求めています。また、時間の関係もありますので、答弁は要領よく簡潔にお願いいたします。

まず、議案第49号事件処分の報告及び承認について(事件処分第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 議案第49号事件処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

事件処分第1号は、令和元年度弘前市一般会計補正予算(第4号)でありまして、平成30年度弘前市一般会計補正予算(第7号)で予算計上しました小・中学校冷房設備設置事業について、工事設計額に対して予算の不足が見込まれることから予算を追加することとし、この措置に急を要したため処分したものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額に1億3105万6000円を追加し、補正後の額を776億1575万2000円としたほか、地方債の補正をしたものであります。地方債の補正は、小学校冷房設備設置事業及び中学校冷房設備設置事業に係る2件の追加であります。

それでは、歳出予算について申し上げますので、8ページをお開き願います。

10款教育費2項小学校費3目学校建設費の6671万7000円及び3項中学校費3目学校建設費の6433万9000円は、小・中学校の普通教室及び音楽室に

冷房設備を設置するための工事費に不足が見込まれることから追加するための予算を計上したものであります。

次に、歳入予算について申し上げますので、5ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、23款市債を計上したほか、12款地方交付税の追加3465万6000円をもって全体予算の調整を図ったものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎11番（外崎 勝康委員） 私、議案第49号事件処分の報告及び承認についてお伺いしたいと思います。

この議案に関しては、一般質問でもいろいろ議論されておりますが、一般質問においても明らかでない点が多くあります。そういった点をやはりしっかりと明らかにしていくためにも、今回、行政の取りまとめでもある副市長に幾つか確認したい内容がございます。

そのため、今回ぜひとも副市長に、この議案において議場にお越しいただくことをお願いしたいと思っております。委員長、よろしく願いいたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 外崎委員に確認します。

これは質疑ということでありましたけれども、動議ですか。

◎11番（外崎 勝康委員）（続） 確認したいことがありますので、動議として申し込みます。

◎委員長（工藤 光志委員） わかりました。

ただいま、外崎委員から副市長の出席を求める動議が出されましたので、本動議を採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◎委員長（工藤 光志委員） 起立多数であります。

よって、副市長の出席を求める動議は可決されました。

暫時、休憩いたします。

〔午前10時05分 休憩〕

〔午前10時08分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。

◎11番（外崎 勝康委員） それでは、副市長、お忙しいところ感謝申し上げます。ありがとうございます。

今回のエアコン設置予算そのものに関して、子供たちの健康を考えた場合、必要な予算であれば反対する理由はありません。しかし、予算を確定するまでの手法に大きな問題があると思います。

今回の手法は、ある意味では議会軽視であり、二元代表制を無視する行いであると強く思います。さらには、4000万円の市民の負担増は市民サービス、市民福祉にも影響していくと思います。問題を明らかにして、少しでも明らかにしていきたいなと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、質疑をさせていただきます。

まず初めに、今回の経緯を見た場合、9月11日に2億5000万円の予算不足が発覚しました。そして9月13日には——その2日後には、約1.2億円程度の圧縮案というのがちゃんと提出されております。この圧縮案というのが1.2億円で、1.3億円という形になります。そしてさらに、今回の不足額決定が10月16日という形になっております。

そこでまず、ここで確認したいのが、この9月13日の圧縮案と、そして10月16日に不足額が決定

した要は決定した費用、9月13日の圧縮した費用と10月16日の費用の違い、細かい違いであればいいと思うのですが、もしも大きな違いがあれば、その違いを明確に、その費用に関してお聞きしたいと思います。

さらに、当初計画の費用の内容、そして2億5000万円の費用内容、そして2億5000万円の今回の9月11日の費用内容、それから今回の1.3億円の追加費用内容に関して、簡潔に説明していただくとともに、今出せる資料もすぐ出していただければと思っております。

それとともに、さらに、これは資料請求なのですが、今すぐでなくてもいいです。まず、その資料内容としては、例えば当初計画の仕様内容をAとします。それで、2.5億円の仕様内容をBとします。そして、今回の1.3億円追加仕様内容をCとします。そのAとBの違い、BとCの違い、AとCの違いに関しても、きょうでなくてもいいので、資料の提出を求めたいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） 外崎委員から動議が出されて、副市長の出席を求めました。それで、皆さんの採決で求めました。まずは、副市長に対する質疑をしていただきたいというふうに思います。

◎11番（外崎 勝康委員）（続） 副市長に関しては、今回の問題に対してさまざま議論されております。その議論されたことに対して、副市長として具体的にどのような体制を組み、どのように改善していくのか、その辺の今考えていること、今計画されていることを具体的に御答弁いただければと思っております。まず最初はそれをお聞きしたいと思います。

その次に、組織に関して、いろいろ今回一般質問でも明らかになったように、例えば9月11日、不足額が発生してから、それが教育長に報告されたのが9月25日であると。さらに副市長に報告さ

れたのが9月30日であると。さらに議長へ説明が10月15日であるということで、非常に重要な問題にもかかわらず、かなり報告が遅くなったということに対して、大きな疑問の声が今回出されております。それに関して、総務部長にお聞きしたいと思っております……それをお聞きしたいと思っております。

◎委員長（工藤 光志委員） 一戸委員、静粛に願います。

◎11番（外崎 勝康委員）（続） それに関して、しっかりお聞きしたいと思っております。今回、組織においての速やかな報告・連絡・相談に関して、どのような規定になっているのかお伺いいたします。特に今回の事案は、先ほども言ったように議会軽視、市民をも巻き込む重要な案件であることから、組織内における危機管理体制も問われています。明確な答弁をお願いします。

これは、あわせて総務部長の後に、このことに対して副市長の見解もお聞きしたいと思っております。よろしくをお願いします。

◎委員長（工藤 光志委員） 先に副市長に見解を求めたので、副市長の見解を答弁してください。

◎副市長（鎌田 雅人） ただいま外崎委員の、今回の専決処分をしたことに伴う見解だということでお受けいたしました。

今回の専決処分、小中学校の冷房設備の設置につきましても、子供たちの教育環境を改善し、向上させる上で重要な取り組みであると考えてございます。今回、国への計画書提出に当たって、まずは限られた時間内で、庁内における連絡が不十分な中で、甘い見込みの事業費の算定となったというふうに私は思っております。

それとあわせて、今回予算不足の対応というようなことで、発覚したのは9月11日、それから9月30日に私のほうに連絡があったというようなこ

とで、その後、私のほうからその圧縮案についてもう一度見直すようにというような形で指示を出したところです。それからさらに検討を踏まえていったというような状況でございます。

今回、予算不足の対応というようなことで、財源もないという中で、幾らかでもその不足分を圧縮しようというような形で努力してきたというような中で、本来経るべき議決、議会での審議、そちらのほうの審議する機会を逸してしまったというような状況でございます。

また、圧縮案の検討と並行して、議会のほうに情報提供しておけばよかったのかなというふうに思っております。その辺のところもあわせて、深く反省している状況でございます。

今後の対応というようなことでございますけれども、今のところ五つほど考えてございます。今回の反省を踏まえて五つほど。まず一つは、職員の専門的知識習得の向上。やはり当初、見込みの甘い事業費の積算というようなことで、やはり職員の専門的知識習得の向上が1点目なのかなと。

それと、あとは組織内のチェック機能の強化というようなことで、やはり組織の中で、課長、部長までの中でチェック体制をきっちり強化していく必要があるのかなと。

3点目に関しましては、やはり専門的知識を有する部局があるわけでございます。そちらの部局との連携が図られていなかったのかなというふうに思っております。したがって、この連携の一層の強化をしていきたいというふうに思っております。

さらには、今回、発覚から私のほうに報告されたのが20日間余りという、非常に時間がたっているというような状況ですから、これは問題が起こった際の速やかな報告、それとやはり的確な判断もしていかなければならないのかなというふうに思っております。

最後に5点目として、今回、先ほどお話ししましたように、さまざまな対応案を考えている中で、やはり議会に対する情報の提供、そちらのほうと一緒に情報の共有化を図っていくというようなことを心がけていく必要があるのかなというふうに考えて、今後は適切な事務の執行に努めてまいりたいというふうに思っております。

◎教育部長（鳴海 誠） まず、9月11日に出てまいりました業務委託の成果品でございますけれども、これが設計では、機械設備といたしまして、能力が約2.5キロワットから14キロワットの機器を582室に設置するというふうなこと、基本的には熱負荷計算というふうな計算の方法により機器能力を選定しております。それで、機器としては全てが天つり型ということで、この機械設備としては、今御説明申し上げました能力の高い機器の室内外機及び架台及び配管ということで、これがおよそ5億1000万円という積算でございました。

それに加えまして、電気設備、高圧受電設備の改修、さらには幹線動力設備の新設といったもので、これが3億7000万円。それから足場、養生のための仮設工事、これ建築工事でございます。それから、内部点検口の取り付け工事等ということで6000万円。合わせまして9億4000万円というふうな成果品でございまして、これが繰越明許をいたしました予算からさまざま事務費等を除いて、工事費に充当できる分6億8000万円余り、これを約2億5000万円を上回っていたということでございます。

それで、9月にそれを受けまして、教育委員会といたしましては、まずこれに関しては全て1校1校、50校についての設計書ということでございましたので、その1校1校分についての諸経費なるものも全部加わっております。ですので、発注に当たっては、ある程度グループ化することによ

り、諸経費分を削減できる、圧縮できるというふうなことで、それはもう設計内容の変更云々ではなくて、それによってまず圧縮できるということの見込みは立ちました。

それから、最も大きいのが、我々、当初の繰越明許費の積算に当たって、床面積によりエアコンの能力を選定していたわけですが、それですと、それに比べまして熱負荷計算というふうな、いわゆる業務用エアコンの設計に当たって一般的に用いられる手法により設計したものとさらに能力が部屋に適した形でのエアコンになるということの引きかえに、やはり機器そのものの価格が高いということがございます。

ですので、今般の補助事業に当たっては、国のほうからは熱負荷計算で計算した機器を設置しなさいとか、あるいはそういった規制が何もないものですから、それを床面積で計算していたものに、もしその設計を戻したと、熱負荷計算から床面積に戻したとするならば、これくらいの予算の圧縮ができる可能性があるというふうなことでも試算と申しますか、たたき台をつくるものになる考え方をして、それにより1億円以上の圧縮が可能なのではないかという案を持って、9月13日に財政のほうに相談をさせていただいたというところでございます。

財政のほうといたしましても、繰越予算でございまして、それを補正ということもかなり難しいと。さらには、高額な補正になることから、財政運営面においてもやはり難しいということで、可能であれば既決の予算の中で調整できないかというふうなことになりましたので、そこから本格的に設計の不足分の圧縮という作業に我々は入ったわけでございます。

それに時間を要しまして、教育長のほうへこれを持って、副市長のほうへ御相談していいかというふうなことでの確認は9月25日になっておりま

した。そこで、副市長のほうへは9月30日にお時間をいただいて進捗状況を説明させていただいたと。そこで、こういうふうな、設計の根幹をなすと思うのですが、床面積に設計をまた戻すということになりますと、機器そのものの能力が大丈夫なのかというふうなことでもございました。

それで、床面積で機器を選定いたしましても、その機器の能力が全くないのかということではございませんが、やはりその部屋、人数に合ったような形での適切な選定とすることが必要だということもありましたので、もう一度、再度、今度は建築住宅課のほうにも御相談しながら、しっかり設計、事業の内容を見直すというふうな作業を1校1校の設計についてやっていったということで、これもまた時間を要してしまったというふうなことでもございます。

というふうなことで、最終的に議会のほうに説明するにいたしましても、ある程度精査した形でのものが必要だと考えてしまったこともございまして、10月15日にまずは予算が不足するという旨を説明したというふうな経緯でございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 外崎委員、先ほど資料提供の質疑がありましたけれども、本委員会は資料提供の場ではなくて、後ほどでもいいということでもありますので後ほど、資料を求めるのであれば、何々の資料ということで提示していただきたいと思っています。出せる資料全部というのは、何を出せばいいかわかりませんので、何々を欲しいということではっきりと伝えてほしいと思いますので。

◎11番（外崎 勝康委員） 求める資料というのは、一つは、当初計画の仕様内容。それから、2.5億円の仕様内容です、追加の。それから、今回の……済みません、仕様がわかる内容の資料です。それで、今回1.3億円追加した仕様のわかる資料内容です。さらに、今回、当初計画の仕様内

容をAとし、2.5億円の仕様内容をBとし、それで今回の追加した仕様内容に関してCとした場合には、AとBの違い、BとCの違い、AとCの違いに関しての資料を求めます。それから、さらに今回、繰越予算の内容に関しての資料も、詳細な資料を求めたいと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） 外崎委員、それらのいわゆる繰越明許の、既決予算の積算の根拠なのでしょう。積算の根拠なのでしょう、わかる資料というのは何をかせばいいのかわかりませんので。積算の根拠と、それから設計業務をやって成果品が出たと。設計が終わったということで、その成果品の積算の根拠なのでしょう。

それから、2億5000万円の予算が不足したと。成果品を見れば何億円多くなったかということがわかるわけですので、その根拠がわかればいいと。

それから、1億2000万円を圧縮したと。その圧縮の根拠なのでしょう。それがA、B、Cとなりますので、その資料でよければ、今指示を出せるかどうかを確認して、外崎委員の御要望に応えたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

後ほどで結構でしょうか、出せるそうですので。今すぐですか。後ほどでいいということですよ。（「後ほどでいいです」と呼ぶ者あり）わかりました。後ほど外崎委員のほうに届けるようにお願いします。

質疑を続行してください。静粛にしてください。

◎11番（外崎 勝康委員）（続） 今回、一つまず確認したい内容が、ちょっと副市長に伺いますけれども、今回このように予算が足りなくなったということで、まずは相談を、例えば県とか国とか、それぞれいろいろな機関があります。そこにあらゆる手を尽くして、この予算措置を何とか

しようということで手を尽くしたのかどうか。まずそれを一つ聞きたいと思います。

それからもう一つ、先ほど今回のこの解決策ということを具体的に五つ、副市長がお話ししました。確かにこれも一つの解決策だと思いますが、ただやはり、今回も技術者が横断的になった場合に、どうしても判断するのに時間がかかってきます。それで、以前にも、一般質問でも何度か質問した内容として、やはり技術的な対応ができる技術的集団の組織というものも絶対必要だと思うのです、今回のことを思っ。やはりそういった技術的集団の新組織というものを今回検討されなかったのかというのを今強く思っていて、その辺は今後どのような考えでいるのか、その2点をまず副市長のほうからお聞きしたいと思います。

それから、総務部長にさっき答弁漏れがあります。

◎委員長（工藤 光志委員） 総務部でなく、この案件は教育委員会のほうですので、本庁の総務部長とはかけ離れていますので。

◎11番（外崎 勝康委員）（続） 失礼いたしました。それで、先ほどちょっと質疑しましたように、今回の速やかな報告・連絡・相談に関してどのような規定になっているのか。今回、組織内における危機管理体制も問われています。その辺に関しての明確な、先ほど質疑した内容が答弁されておりませんので、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ答弁漏れがあります。9月13日の1.2億円圧縮した案と10月16日の不足額が決定した圧縮案というのは、これは同じだったのかどうか、それをお聞きしています。同じかどうか、違っていれば何が一番違うのか、それを再度お答えください。

◎教育部長（鳴海 誠） 予算の関係、国、県のほうに対してどういうふうな対応をしたのかとい

うこととございます。

予算不足がわかった9月11日、そして9月13日に財政のほうに御相談させていただいたわけですが、それですぐに補正というふうな形にはなかなか厳しいということを受けまして、すぐに国のほうにこれに関してさらに追加の補助金、そういうものがあるのかどうかというふうな確認はさせていただいております、その時点ではそれは認められないというふうな回答をいただいております。

それから、9月13日の、こちらのほうで圧縮できそうだというふうな見込みの考え方に基づく内容、それから10月16日に最終的なものができたというふうな、それは同じなのかということとございますけれども、異なります。10月12日の時点では、設計方法そのものを床面積でというふうな考え方をしておりましたけれども、10月16日のものは、しっかり熱負荷計算によりまして、最適な冷房効果が得られるような形は維持しながら、その上でそれ以外の部分を削除したものでございまして、子供たちにとっての熱中症対策はしっかりと確保されているものでございます。

◎副市長（鎌田 雅人） 専門的知識を有する職員の配置というような御質問ですが、今回やはり専門的知識、技術者でございますけれども、ほかの部局のほうに横断的に、やはり外崎委員おっしゃっている横断的な形で配置されているというようなところもあります。

やはり、その辺のところに関しましては、今回の事案は非常に教訓がありましたので、今後その組織のあり方、専門的技術者の体制のあり方については検討してまいりたいというふうにございます。

あと、それからハウレンソウの規定ということなのですけれども、これ、ハウレンソウに関しては、市役所だけでなくて一般社会で、これは常識

でありまして、これをしっかり、規定というところまではあれなのですけれども、そこは私のほうから、再度、市政推進会議のほうで話をしているというようなところなのですけれども、改めて市政推進会議、部長級の会議で改めて話をし、それを主事・技師の職員のほうまで届くような形で改めて指示を出していきたいというふうに思っています。

◎11番（外崎 勝康委員） 副市長に最後は2点ほどお伺いをしたいと思います。

今、副市長のほうから、こういった速やかなハウレンソウに関しては、どこでもやっていることで当たり前なことだと。それが、当たり前のができてないので、今回これだけ大きな問題になっているのです。さらに、今回このことがあったがゆえに、ある意味では、議会軽視であり、市民をも巻き込む大きなやはり案件になっています。これは、当たり前では済まされない案件だと思うのです。やはり、組織内における危機管理体制が今問われているということでお聞きしております。だから、その危機管理体制に関してどのようなお考えなのか聞いています。

それからもう一つ、先ほど教育部長のほうから、今回のことに関しては、国のほうにもしっかりと、聞いたらだめだったという話がありました。でも、これはやはり教育部長というよりも、この問題は副市長がこれに対して、国に対してどう働きかけたのかというのが私は聞われていると思うのですよ。その件に関してどのようにお思いなのか、副市長にお聞きしたいと思います。

◎教育部長（鳴海 誠） まず、1点目の危機管理体制についてということとございます。

確かに、我々、緊張感が足りない部分があったというふうに認めざるを得ないというふうなところとございます。さまざまな場面、機会を通じて、市長、副市長のほうからは御指導いただいて

いるわけですが、それを今までしっかりと、各部局、課室の職員、一人一人にしっかりと伝えるというふうなことで我々仰せつがっているのですけれども、それをしているつもりであっても、それができているのかどうかというふうな確認、いわゆるチェックの部分がまだまだ不足していたというふうに認識もしております。やはり、ここはもう一度再発防止ということで、繰り返し繰り返し、それは指導なり自分への自戒も含めてしっかりとやっていかないといけないというふうな認識でおります。

それから、国に対しての働きかけの部分でございますが、もちろん我々がやるに当たっては、さまざま上のほうの指示、助言をいただきながらということでやらせていただいておりますので、それは市長、副市長、部長、担当課関係なく、それは皆さん共通した意識でもってやっているというふうなことで御理解いただきたいと思っております。

◎23番(越 明男委員) それでは、私のほうからも大きく二つの部署に質問させていただきたいと思っております……。

◎委員長(工藤 光志委員) ちょっと待ってください。越委員のほかに、ほかの委員の方から、御質疑がある予定の方は、ちょっと挙手願えませんか。

[挙手する者あり]

それで、越委員にお伺いします。副市長は公務多忙なわけです。ですから、この後、副市長にも答弁を願う場面もあればしてもらいますけれども、なければ副市長を退席させてもよろしいでしょうか。

◎23番(越 明男委員)(続) よろしいです。予算決算常任委員会でありますから。

◎委員長(工藤 光志委員) わかりました。

それでは、副市長の退席を認めたいと思っておりますので、よろしくお祈いします。

暫時、休憩します。

[午前10時41分 休憩]

[午前10時42分 開議]

◎委員長(工藤 光志委員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続行いたします。

◎23番(越 明男委員) それでは、一般質問やその前の資料説明等々で、大分私のところでも精査されてきたつもりでありますけれども、きょうは次の議案と二つに分けて、簡潔に総体的な形で質疑をしたいというふうに思います。よろしくお祈いします。

まず最初に、須郷部長を初めとする財務部のほうにお伺いしたいのですが、これはなぜかといいますと、専決処分をされた部署は財政部だからであります。岩崎課長の名前で、10月25日に私ども議員に対して専決処分を行いましたという文書をいただきました。

そこで、確認いたします。行政の事務あるいは議員に対する説明責任を果たしたのかどうかという意味でお伺いします。専決処分を行った日時は、今私が10月25日ということでお話ししました。専決処分に伴っての予算概要、それから予算規模、それから専決された内容、これもう一度確認をいたしたいと。当然のことながら、この専決処分の御案内は、市長の名前で行われたというふうに私は今でも思っているのですが、これに間違いがないかどうか、これが1点。

財務部のほうにもう一つ。今、巷間、問われているのは、私どもを含めて市民の方々からも、専決処分の妥当性、専決処分の合理性が問われているわけです。それで、一般質問でもあったのですが、第179条の専決処分のところ、御案内のように第4項まであります。今回のこの議案の専決処分は、議会を招集する時間的余裕がないこ

とが明らかであるという、いわゆる第4項だと思
うのです。しかし、ここの解釈をめぐっては、全
て市長の自由なる裁量権かどうか問われている
わけです。つまり、市長が勝手にという言葉は正
しくないかもわからないが、全て市長の自由裁量
権でやれるのだというふうに言えるかどうか。こ
れはしかし、なかなか言えないところがあるの
ではないかなと思うのです。

そこで、今回の専決処分を決定するに当たっ
て、第179条を踏まえつつ、市長が、専決者が、
いわば自由裁量で行ったのですかということに対
しては、どういうお考えを持っているか、この二
つをお伺いします。

それから、いつも教育委員会はこっちなんです
が、きょうは須郷部長の後ろのほうにいましたか
ら、教育委員会のほうにもお伺いします。なぜか
というと、専決処分の震源地、専決処分の要因に
なったのは、言うまでもなく教育委員会でありま
す。

そこで、ここも端的に二つほど伺いたいと思
います。一つは、今この議会の中でずっと議論をさ
れてきて、私もここが勘どころかなということ
で、もう少し説明を加えていただきたい部分が、
機器能力の選定を床面積で算出していただけ
ます。これはかなり専門的なものですから、繰り返
し学ばないと、私もすんと落ちないことがある
のですが、この見積もりをする際に機器能力の選
定を床面積により算出していた。百歩譲って、こ
れはわかるにしても、何でそれが教育委員会の予
算見積もりの段階でスルーしてしまったのか、ミ
スしてしまったのか。ここをもう少し説明して
もらえませんか。

それで、このこととあわせて、市民の方からも
いろいろな意見をいただいているのですけれど
も、結果として専決、すなわち補正なものですか
ら、市民の税金がプラスになったと、増額になっ

たと、市民の負担が増すということになると。こ
うなると、議員、責任の所在はどうなるのですか
と。原因と同時に責任の所在を市教委としては、
どんな認識をお持ちなのか。この点を伺いま
す。二つです。

都合4点です。ひとつお願いします。

◎財務部長（須郷 雅憲） まず第1点目の、議
員の皆様への報告は市長名で行われたのかとい
うことにつきましては、市長名で御報告させてい
ただいております。

それから、2点目の専決処分が市長の裁量で
できるのかということですが、これに関しま
しては、裁量ということですが、ただ、
これには客観性という妥当性、合理性がなければ
できないものと考えてございます。

◎学校整備課長（三上 善仁） まず、機器選定
の見積もりに対してということですが、ご
ざいませぬけれども、当初の積算に当たっては、平成30年度に整
備いたしました小中学校の保健室への冷房設置工
事というものがございました。こちらのほうが床
面積をもとに算定したと。例えば、教室であれば
64平米であればこれくらいの機器能力とい
うことで、それと同等の面積のものであればそれ
と同じような機種ということ、面積による機器選
定というものを行ってしまったものでありますけ
れども、実際は業務用のエアコンということであ
れば、この熱負荷計算ということで、各教室の
人数とか向きとか、そういう状況を勘案してエ
アコンの機器選定をするのが業務用エアコン
であれば一般的だということ、知識としては私
ども事務屋がちょっと補助金を積算するに当
たってはちょっと不足してあったところが、積
算としては甘くなってしまったというところ
があります。

それと、責任の所在ということですが、ご
ざいませぬけれども、今回の件に関しては、
多くの市民並びに議員の皆様におかけする
ことになり、大

変申しわけなく思っております。今後このようなことがないように、チェック体制をさらに高めるとともに、関係部局の連携が密でなかったというのも一つの原因だと思っておりますので、この辺を強化させて、適正な事務の執行に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

◎**財政課長（岩崎 文彦）** 補正予算の概要というお話がありました。それは、皆様のほうにも私の、ファクスの送信票をつけて市長の報告という形で一緒に送らせていただいたものがございすけれども、その内容としましては、補正予算の概要ということで、まず補正予算の規模等、それから4号の内容ということで、小学校、中学校のそれぞれの冷房設備につきましてそれぞれ補正いたしましたという概要を添えて、ファクスは送らせていただいたところであります。

それから、補正の妥当性というお話で質問を受けました。今回は、本来であれば補助を受けて行う事業でありましたけれども、一般財源を使ってもやる必要があるという判断で補正を行ったものでございます。

◎**23番（越 明男委員）** 答弁ありがとうございました。

再質的に須郷部長のほうにもう1点だけ、ちょっとこれは確認の意味で。答弁の中で、市長の自由裁量の部分に触れた部分で、客観性がなければならぬのだという自覚を持っていると、そういう解釈で専決処分の対応に当たっていると。これは私はすばらしい答弁だと思うのです。

客観性とは何か。いつも我々が使っている言葉なのだけれども、私もきょうのために少し調べてみた。客観性とは、誰もがそうだと納得できることだとあるのです、客観性というのは。なかなかすばらしい、この日本語は。

そうしますと、これもう1回確認しますけれども、今回のこの第179条に基づく専決処分は、私

どもへの処分直後の御案内の行政処理と同時に、市長のほうにおいては、専決責任者としては、これも決して自由裁量ではなくて、いろいろ総合的に御判断をされた上で決定をした専決処分であるという点で、もう1回確認したい。よろしいですか。お願いします。

◎**財務部長（須郷 雅憲）** 10月15日に、副市長と私とで議長のところにて伺いまして、今回、既決予算内で工事ができなくなったということで、予算の補正が必要になったということで御説明に伺いました。

そのときには、まず議長から当然臨時会の召集という御意向がありました。ただ、その中でお話ししていく中で、やはりそのときに議員の皆様の見察とかもろもろの、いろいろ日程等を勘案いたしまして、これはこちらの都合ではあるのですが、年度内に完成させるためには、やはりその期限までにはどうしても臨時会の開催ということが現実的に不可能であるということのお話をいただきまして、そういうことで年度内に完成のためには専決やむなしということで専決処分させていただいたものでございます。

◎**19番（一戸 兼一委員）** これまでいろいろなミスが発覚したということで、最低制限価格の同一問題から、そしてこの積算根拠の誤り、こういうことでここまで来たわけですけれども、十分な反省をしてもらわなければだめだということで、さらには既に公告を見ますと、機械設備としての発注、そしてまた電気設備工事としての発注も行われて、いよいよ3月25日の完了ということを目指さなければだめという時期になっていますけれども、そこで質問いたしますけれども、工期もない中での工事、設計監理に関しては直営でやるのかと思っておりますけれども、その辺はどうか。

そしてまた、これは建築発注でなくて、機械と

電気に分かれてますけれども、建築が絡む部分も多々あるわけですが、それはどちらの工事に入っているのか。それとまた、工区を分けてやっていますので、それぞれの性能の評価での性能に基づいての発注と思うので、メーカーも変わると思いますが、その辺は変わるのですよねということで、3点お願いいたします。

◎学校整備課長（三上 善仁） まず監理の問題ということでございますが、監理は直営でということで、当課の職員が中心となりまして、建築住宅課並びに水道部工務課の電気技師の協力も得て行っていくという形になります。

それと、建築工事のほうは、電気のほうに含まれているものでございます。それと、機器のメーカーということでございますけれども、まだちょっと確認してませんけれども、私が話で聞いているのは4社ぐらいのメーカーになるというふうなことをお伺いしております。

◎19番（一戸 兼一委員） まず監理は直営ということでしたけれども、直営と言われてもいいのかなど。しっかりとした、今度は、三度はないです。二度もやってきた。二度起こったことは三度あるとよく言いますよ。明らかに、しっかりとした体制でやらなければだめだと、そのためには、リーダーをかえるとか、そのぐらいのこともして、しっかりとした体制でもって臨まなければ。工期もない。

そしてまた、これは工事が設備、電気に分かれて発注ということなので、そこにまた建築工事もプラスになるということで、建築の技術者もいなければだめ、そしてまた設備もいなければだめ、電気もいなければだめということで、これをしっかりと、これまでの失敗を踏まえて、人選、その他もしっかりとしたものでやっていただかなければ。また問題になったら、絶対あり得ない。三度目の問題はあり得ないわけですから、しっかりと

した管理体制というのは、今から我々にも示してもいいくらいですよ。どこにどういう技術者がいる。みんなわかっているわけですから、電気の方がどこにいるとか。そういう人たちと連携をとっていくのだということで、その担当課の承諾のもとにもやらなければだめだし、それをしっかりと、ここまで来たら、これからでもいいですから示すべきと、これは意見要望として述べさせていただきます。

次に、メーカーですけれども、これも性能でいくわけですから、しっかりと性能のわかる人が監理していかなければだめですよということです。その辺も、これも意見として申し上げますけれども、しっかりとやっていただきたいと。

いずれにしても、公告でいくと6者・6者が決まったということで12者が決まったことになるのですね。それらも、議会に係る案件ではないということだが、これだけ皆さんが心配して、いろいろなことを指摘もして、皆さんにいろいろな面で、これは役立つはずなのです。それらを踏まえて、しっかりと公表すべきところは公表して、この工事、何としても子供たちのためにもやっていただきたいということで終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第50号事件処分の報告及び承認について(事件処分第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（番場 邦夫） 議案第50号事件処分の報告及び承認について御説明申し上げます。

事件処分第2号は、令和元年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第3号)でありまして、地域密着型サービス事業者が行う施設整備事業等に対する補助に要する経費を計上することとし、この措置に急を要したため処分させていただいたものであります。

介1ページをごらん願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に8560万円を追加し、補正後の額を196億9124万6000円としたものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の8560万円は、地域密着型サービス事業者が行う施設整備及び施設開設準備経費に係る事業費補助金の予算を計上したものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介4ページにお戻り願います。

歳入につきましては、全額5款県支出金を充当したものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎23番（越 明男委員） 議案第50号、福祉部

のほうに、先ほどの第49号と基本的には組み立ては同じなのですけれどもお伺いたします。2点ほど。

一つは、処分内容の問題なのです。専決処分の内容という意味です。このいただいた10月21日の資料を見ますと、12月で補正をやるつもりだったと。9月は何も考えていなかったとあるわけです。ところが、そうでないのがわかったのだというのでしょうか、端的な話。

これは、先ほどの議案と余り比較しようにも比較しようがないくらいなのですが、俗に言ううっかりですかね。うっかりで済むのかな、こんな感じですよ。そこの内容を少し、事件が発生してからずっと、少し経過していますから、そこら辺をもう少し今の時点での解明していただけませんか。

それともう一つ、今のところとあわせて、責任の所在の問題なのです。これは、我々はもちろん皆さん方からの質疑あるいは説明を受けるのもういっぱいいっぱいですから、相当詳細にわたってとなると、これ限界があるのは私もわかってるのですけれども、前のスタッフ、前年度からの引き継ぎ的な感じもあるのですか。この責任の所在という意味では、これは部長だろうな。部長、どんなお気持ちでおりますか。その内容的なところと責任の所在、この二つをお伺いします。

◎福祉部長（番場 邦夫） 本案件につきましては、7月22日に県から補助金の内示を受けましたが、当該補助金が県からの補助率100%の補助金であり、市の負担がなかったことから、財源が確保できたということで、その予算措置に先行して補助金交付要綱を制定できるという基本的な認識誤りがあったものでございます。

ただ、12月補正ということになりますと、先議の場合も含めまして、事業者の年度内整備が困難となるものでありまして、既存施設の改修工事に

おくれがあった場合は、現在入所している方への影響、さらには市民へのサービス提供にもおくれが生じることになるため、急を要したということでございます。

次に、責任の所在ということでございますが、前任者からの引き継ぎということも足らなかったということではあります。補助金の内示を受けた後に補正する補助金交付事務に当たりまして、担当者のみならず上司のほうでチェックする体制ができていなかったということで、組織としてのチェックの甘さということで考えてございます。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第51号令和元年度弘前市一般会計補正予算(第5号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎財務部長（須郷 雅憲） 議案第51号令和元年度弘前市一般会計補正予算(第5号)について御説

明申し上げます。

その内容は、歳入歳出予算の総額に16億9969万円を追加し、補正後の額を793億1544万2000円とするほか、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をしようとするものであります。

継続費の補正は、固定資産(土地)評価事業に係る変更であります。繰越明許費の補正は、地域おこし協力隊導入事業に係る経費など7件の追加であります。債務負担行為の補正は、施設の指定管理料、年度初めにおける道路維持補修工事等の早期発注に係る経費など12件の追加であります。地方債の補正は、旧第五十九銀行本店本館整備事業に係る追加及び私立保育所等整備事業などに係る3件の変更であります。

それでは、歳出予算について御説明申し上げます。

初めに、人件費に係る補正であります。各款にわたって計上されていることから、全体をまとめた形で御説明申し上げます。

給料であります。職員の新陳代謝、給与改定等により7392万2000円を減額するものであります。職員手当等であります。時間外勤務手当1億4918万6000円、退職手当6473万1000円などの追加と、期末手当1978万5000円などの減額を合わせて1億9074万4000円を追加するものであります。共済費は644万2000円を追加するものであります。また、特別会計、企業会計等の人件費の整理により特別会計の繰出金、企業会計の補助金を調整し、合わせて1712万2000円を減額するものであります。このほか、非常勤職員等に係る報酬、臨時職員に係る賃金を整理した結果、人件費合計で1億2343万4000円を追加するものであります。

次に、人件費以外の補正について御説明いたしますので、16ページをお開き願います。

2款総務費1項総務管理費12目諸費の2億9922万3000円は、過年度に実施した事業費の確定に伴

う 国庫支出金等返還金を追加するものであります。

17ページの2項徴税費1目課税費は、固定資産評価等業務委託料として43万5000円を追加するものであります。

19ページをお開き願います。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、国民健康保険特別会計繰出金のうち国民健康保険のオンライン資格確認に対応するためのシステム改修に係る経費として438万9000円を計上するものであります。2目心身障害者福祉費の3億9344万3000円は、障害者総合支援法に基づく各種障がい福祉サービスなどに係る経費を追加するものであります。3目老人福祉費は、老人保護措置費として2774万7000円を追加するものであります。

20ページをお開き願います。

6目後期高齢者医療費は、後期高齢者医療療養給付費負担金として1336万1000円を減額するほか、後期高齢者医療特別会計繰出金のうち後期高齢者医療広域連合納付金に係る63万9000円を減額するものであります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、地域子育て支援センター事業業務委託料として62万5000円、一時預かり事業費補助金として605万円、延長保育事業費補助金として565万9000円、私立保育所等整備事業費補助金として506万2000円をそれぞれ追加するものであります。2目児童運営費は、認定こども園等給付費として4億2468万7000円、児童扶養手当として6588万8000円、子育てのための施設等利用給付費として668万5000円をそれぞれ追加するほか、保育所運営費に係る財源調整を行うものであります。

21ページの3項生活保護費1目生活保護総務費は、生活保護システム改修業務委託料として227万2000円を計上するものであります。

22ページをお開き願います。

4款衛生費1項保健衛生費7目健康増進対策費は、胃がん内視鏡検診に係る経費の追加と胃がんバリウム検診に係る経費の減額を整理し、健康診査事業業務委託料として1507万1000円を追加するものであります。

24ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、機構集積経営転換協力金として1038万8000円を計上するものであります。6目農地費は、市営貝沢地区農業水路等長寿命化・防災減災事業に係る経費として1100万円を計上するものであります。

31ページをお開き願います。

10款教育費2項小学校費3目学校建設費は、小学校3校のトイレを洋式化するための経費として1億4700万3000円を計上するものであります。3項中学校費3目学校建設費は、中学校1校のトイレを洋式化するための経費として1億1778万9000円を計上するものであります。

32ページの4項社会教育費2目文化財保護費は、旧第五十九銀行本店本館の空調及び照明設備の整備に係る経費として4684万円を計上するものであります。

次に、歳入予算について申し上げますので、9ページにお戻り願います。

歳出予算に対応する特定財源として、14款分担金及び負担金、16款国庫支出金、17款県支出金、22款諸収入、23款市債をそれぞれ計上したほか、11款地方特例交付金、12款地方交付税を追加し、20款繰入金のうち財政調整基金繰入金1億9226万円の追加をもって全体予算の調整を図ったものであります。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

◎ 8 番（木村 隆洋委員） 31ページ、10款 2 項 3 目学校建設費、3 校の小学校のトイレ改修工事と10款 3 項 3 目学校建設費、津軽中学校のトイレ改修工事が今回の補正予算に上程されております。

まずお伺いしたいのが、現在の小学校、中学校のトイレ洋式化の整備率の状況がどのようになっているのかお伺いいたします。

◎学校整備課長（三上 善仁） まず、洋式化率ということかと思えます。

小学校につきましては、この現在の12月補正のものが終わった時点でよろしいですか。これが終わった時点で81.9%になります。それと中学校が68.6%というものでございます。

◎ 8 番（木村 隆洋委員） そうすれば、今後の整備の予定と申しますか、整備計画、例えば時間的なものも含めて、いつまでというものがあれば、決まっているものがあればお知らせいただければと思います。

◎学校整備課長（三上 善仁） 全面的な改修というのは、国の補助金を使いながらやっているというものでございまして、一応今回のやつも国からの前倒しという形での採択でございますけれども、来年度、さらに4校ほど、この国の補助金を活用して実施しようとしてございまして、こちらについては、小学校4校を予定して、これで大規模改修はほぼ終了できるのかなというふうに考えてございます。

◎ 8 番（木村 隆洋委員） あと4校で終わるといって、来年度で小学校のほうは終わるのですよね。中学校はまだ68.6%というので、小学校の部分が終わるといって来年度4校で、中学校は来年度整備方針がないような感じに聞こえたので、小学校4校のみで来年度は中学校はやらないということ、これは確認でいいですか。確認をお願いします、質疑ではなくて。

◎学校整備課長（三上 善仁） 済みません、答弁漏れです。

今年度で、この国の大きな補助金を使った大規模改修というのは、小学校については今年度で終わりでございまして、大規模改修のほかに建物はほとんどいじらなくて、ただの洋式化というものの工事も一部国の補助を使ってできるというものもございまして、こちらについても今後行うという形にはなってございます。

それで、小学校については来年度ではほとんど終わると。小学校についても終わりますし、中学校についても大規模改修4校に加え、洋式化のトイレ、中学校3校というものを実施できれば、来年度中には終了する見込みという形になってございます。

◎ 8 番（木村 隆洋委員） そうすれば、来年度やる予定の、どこが残っているのかお伺いできればというふうに思います。

◎学校整備課長（三上 善仁） 具体的には、大規模改修につきましては、南中学校、東中学校、裾野中学校、東目屋中学校でありまして、トイレの洋式化という形で行おうとしているものが船沢中学校、相馬中学校、第三中学校でございます。

そのほかに、小学校のトイレの洋式化ということで、大規模改修ではないですが、便器の取りかえを主に行うのが北小学校、朝陽小学校、福村小学校、第三大成小学校、大和沢小学校を予定してございます。

◎ 9 番（千葉 浩規委員） 4点ほどありますので、よろしく申し上げます。

一つは、6款 1 項 3 目の機構集積協力金交付事業についてです。事業の概要と交付条件の見直しがあれば、その点について答弁をお願いします。

二つ目は、市営貝沢地区農業水路等長寿命化・防災減災事業、6款 1 項 6 目です。事業の概要と、今回工事を行うことになった経緯について答

弁をお願いします。

三つ目は、10款4項2目の旧第五十九銀行本店本館整備事業についてです。今回の整備改修工事が必要となった施設の現状、あと具体的な整備の内容、整備改修工事費用が約4300万円ですが、その根拠について答弁をお願いします。

最後、4項目めは、3款1項2目の障害者総合支援法等関係事業追加についてです。今回、この事業が追加になった理由について答弁をお願いします。

◎農政課長（齊藤 隆之） 機構集積協力金交付事業の概要ということでございますけれども、本事業につきましても、地域農業の競争力の強化に不可欠であります生産性の高い農業経営と、それから生産コストの削減の実現に向けまして担い手への農地の集積・集約化を促進することを目的に、農地中間管理機構に農地を貸し付けた地域及び農業者等に対して交付金を交付するというふうな内容になってございます。

この交付金でございますけれども、3種類ございまして、一つ目が地域内の農地の一定割合以上を農地中間管理機構というところに貸し付けた地域に対して交付いたします地域集積協力金というものでございます。二つ目が、農業部門を減少したり、例えば水稲とりんごをしていた方が、水稲をやめて、りんごのみに絞るといった、農業部門を減少したり、リタイアする、やめるといった際に、これもまた農地中間管理機構を介して地域の中心となる農業経営体に農地を貸し付けしたというものに対して交付する経営転換協力金と、三つ目が簡易な基盤整備の実施地区において、一定要件を満たした場合に、これは都道府県に交付するというものでございますけれども、それによって農業者の経営負担が軽減される農地整備集積協力金というものがございます。この三つで、この交付金事業というものが成り立っております。

制度の見直しがあったのかということでございますけれども、今回5年目ということで国のほうで見直しを行ってございまして、こちらにつきましても、農地の集約化を地域ぐるみで進めるという観点から一定割合の農地を貸し付けた地域に対して交付いたします地域集積協力金、先ほどの1点目でございますけれども、そちらのほうの重点化が図られてございます。具体的には、その交付要件の緩和や交付単価の見直しというのが行われております。

また、その一方で、リタイア等によって農地を貸し付けた者に交付する経営転換協力金というものについては、今後5年間で段階的に縮減、廃止するということになりました。また、同農地中間管理機構にまとまった農地を貸し付けるという、集約化を支援する耕作者集積協力金というものがございましたけれども、これにつきましては昨年度をもって廃止されたというふうなことになってございます。

◎農村整備課長（八嶋 範行） 私のほうから、市営貝沢地区農業水路等長寿命化・防災減災事業についてお答えいたします。

事業の概要ですが、老朽化した農業用水としての利用がなくなったため池について、今後の大雨などの自然災害による下流集落への被害を未然に防ぐために、ため池の機能を廃止して、安全に水を流すための水路を整備する事業になっております。

事業の中身といたしましては、測量、それから実施設計のほうに委託料といたしまして500万5000円、工事といたしましてため池の廃止に伴う工事、水路を布設いたしますが、これが510万円、工事に支障のある立ち木等の補償に89万5000円の合計1100万円の事業費を見込んでおります。

この財源なのですが、財源は国の定額の100%補助になっております。

もう1点、工事を行うことになった経緯なのですが、平成30年度から県で県内の防災重点ため池の詳細調査を実施しております。ことしの9月の調査により、貝沢地区のため池の堤体の一部に損傷が見られ、危険性があつたこと、またため池の利用者がなくなったこと——使っている人がいなくなったということが判明しました。これについて県と協議を実施し、国の有利な補助事業であるこの農業水路等長寿命化・防災減災事業というのが活用できるということが確認を得られましたので、今回このため池の機能を廃止すべく工事に至ったものでございます。

◎文化財課長（小山内 一仁） 旧第五十九銀行本店本館の設備改修のための現状ということでございますが、当該施設はこれまでずっと冬期間閉館していたわけでございますけれども、平成30年度から通年観光ということで、冬期間の開館を始めてございます。その中で、施設の暖房設備でございますが、今現在、石油暖房機2台と、それからジェットヒーター1台のみで暖房を行っておりまして、施設の暖房設備としてはなかなか不十分というようなところがございます。

それから、ちょうど今ごろの時期もそうなのでございますが、夜間は開館していないものの、ちょうど夕方、日没時間間際になりますと、やはり照明器具自体が不足している関係で、館内の明るさが十分確保できていないということで、今展示しているものですら、ちょっと暗い場所に行くとなかなか見づらいというようなこともございますので、今回の補正予算によりまして、照明器具の増設と、それから暖房設備、一部冷房も含みますけれども、空調設備の改修を行うというようなものでございます。

それから、この工事費、委託料の積算根拠につきましては、業者から徴取いたしました参考見積もりを市長部局の建築担当課に依頼して、精査し

た上で積算したものでございます。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 障害者総合支援法関係事業追加であります。

事業費が追加になった理由はということですが、心身障害者福祉費の追加につきましては、今年度の事業執行状況、半年間の利用実績等を踏まえた決算見込みにおいて、利用者及び利用日数が当初の見込みを上回ることから増額するものであります。

◎9番（千葉 浩規委員） まず、機構集積協力金交付事業についてです。今回の事業で、この交付対象者数と、当市におけるこの効果について答弁をお願いします。

二つ目の貝沢地区農業水路等の事業についてですけれども、市のホームページには、ため池にかかわる防災マップも掲載されているところですが、こうしたため池の今後の工事の計画などはあるのでしょうか。答弁をお願いします。

三つ目は、旧第五十九銀行本店本館の事業ですけれども、今後の工事のスケジュールについて答弁をお願いします。

4点目の障害者総合支援法関係等事業の追加については、利用者が見込みを上回ったということですが、金額だけでなく、人数や日数がいかに上回ったのか答弁をお願いします。

◎農政課長（齊藤 隆之） 今回の事業の交付対象者数ということでございますけれども、今回の対象者数につきましては、先ほど説明した機構集積協力金のうちの経営転換協力金——リタイアする農家とか経営転換する農家を対象に交付するというふうなものになりますけれども、農家戸数としては113戸ということになってございます。

期待される効果でございますけれども、この高齢者等によりリタイアする農家などの、農地の出し手については、この交付金、協力金を交付することによりまして、遊休農地化する前に農地を貸

し出しするという動機づけというふうなことにつながっているということになります。

また、農地の受け手である担い手につきましては、農地の集積・集約化が図られるということで、規模拡大による農業所得の向上、あとは経営コストの削減ということにつながっていきまして、農業経営力の向上が期待されるということが効果として挙げられるということになります。

◎農村整備課長（八嶋 範行） 私のほうからは、こうしたため池の今後の工事計画はということなのですが、現在のところ、計画的に工事を実施する予定はございませんが、今後は農業者が減少、高齢化し、管理が行き届かないため池がふえてくるものと考えております。このようなため池につきましては、情報収集や確認に努め、ため池が不用になった場合には、防災・減災の観点からも、県と相談をしながら、ため池廃止に伴う整備に対応してまいりたいと考えております。

◎文化財課長（小山内 一仁） 旧第五十九銀行本店本館の事業のスケジュールということでございますが、令和2年2月もしくは3月になろうかと思っておりますが、実施設計に着手いたしまして、令和2年秋口、9月から10月ぐらいには工事に着手して、令和2年度内の完成を目指すというスケジュールになってございます。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 利用者の人数や日数はどのくらいかという御質問ですが、今回補正する扶助費は、生活介護、共同生活援助、就労継続支援、児童発達支援、放課後等デイサービスの五つの事業であります。五つの事業を合わせますと、利用者につきましては、当初見込みが1,546人に対し決算見込みが1,808人で、実利用者が262人増加の見込みであります。また、利用日数につきましては、当初見込みが34万5261日に対し決算見込みが40万5164日で、延べ利用日数が5万9903日増加の見込みであります。

◎9番（千葉 浩規委員） それでは、3回目ですけれども、二つあります。

旧第五十九銀行本店本館にかかわる事業ですけれども、今回の整備は、全体として必要とされる整備においてどんな位置づけなのかということ。

二つ目は、障害者総合支援法等関係事業追加についてですけれども、今回およそ3億9000万円の追加ということですが、去年は3億5000万円、その前の年の29年は5億1000万円ということでしたので、毎回過少な利用見込みになっているのですけれども、いっそのこと最初から増額してやったらいいのではないかというふうに思うのですけれども、その辺について、どうして過少な利用見込みになるのか答弁をお願いします。

◎文化財課長（小山内 一仁） 旧第五十九銀行本店本館の、今回の整備での全体の事業の中での位置づけということでございますが、五十九銀行本店本館の整備につきましては、保存計画自体が、今文部科学省で最終チェック、審査をしている最中で、2月下旬の認定を目指しているわけでございますが、その中で短期と中期という位置づけをしております。この短期の中では、この改修事業がほぼ完成ということで、残るは中期の中で計画していかなければいけない耐震補強の関係でありますとかというような部分が残ってまいります。

です。今の短期の部分だけでいきますと、今のこの照明設備と空調設備の改修を終えますと、あと若干ですが、今現在あそこの建物は土足で入っていけるところが、ちょっと制限されておりますので、利用者の利便性向上という観点から、床材をちょっと養生するものを多少加えまして、令和3年度に一応短期的なものを終えたりリニューアル完了ということで、3年度の春には、暫定的ではありますがけれどもリニューアルオープンしたいというふうに今考えているところです。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 過少な見込みをしているのではないかということですが、障害者自立支援事業にかかわる予算の積算につきましては、前年度も含めた過年度の決算額、当該年度の決算見込み、そして新たにサービスが提供される施設の有無等を勘案して積算しておりますが、全体の事業としては、前年度実績を下回る事業もあることから、主に一昨年度実績をベースに積算しているところであります。

◎委員長（工藤 光志委員） 先ほどの木村委員に対する答弁の修正がありますので、お願いします。

◎学校整備課長（三上 善仁） 洋式化率でございしますが、先ほどのものが来年度末の数字をちょっと申し上げてしまいました。今年度の、現在の整備率は、小学校が61.7%、中学校が30.7%で、小中合わせまして51.3%というものでございまして、こちらのほうが今回の整備を行うことによりまして、小中合わせて62.5%となるものでございます。大変申しわけございませんでした。

◎20番（石田 久委員） 私は、21ページの3款2項2目の認定こども園等の給付費の追加についてですけれども、4億2468万……。

◎委員長（工藤 光志委員） 静粛にお願いします。

◎20番（石田 久委員）（続） ということですが、補正ではかなりの金額が、多いわけですが、これについてちょっと質問をしたいと思っています。

この補正の中で、法定負担割合ということで、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1ということなのですが、当初、このこども園のものでは保育の無償化ということで出されているのですが、これは10月からの開始になって、来年の3月までは国のほうで、たしか市の負担がないのかなというふうに思っているのですけ

れども、その辺についてはどうなのかというところですが。

それからもう1点は、この対象者なのですが、この予算と、それからこの今回追加になるところが、3,872人の子供がこの対象というふうな形になっているのですけれども、これはどうしてこのような給付費の追加になっているのか、その特徴についてお答えしていただければと思っています。

それからもう1点は、同じく20ページですが、児童扶養手当の追加ということで6588万8000円、これは児童扶養手当が全部支給と一部支給があると思うのですけれども、この一部支給のところをちょっと拡大したのかなと思うのですけれども、これについては、一部支給のところであれば、今まで就学援助を受けるところが、いつも境界で就学援助の対象にならないところが一部支給みたいな感じなのですが、今回のこの所得制限が拡張されて、この一部支給も就学援助の対象になる方がいるのかどうか、その辺についてお答えしていただきたいと思っています。

◎こども家庭課長（佐々木 隆史） 認定こども園給付費についてお答えいたします。

幼児教育・保育無償化に伴う部分については、本来市が負担する部分は4分の1でございまして、これについては、6042万円ほどになるのですが、本年度は国から子育て支援臨時交付金として交付されるため、市の負担分として、その部分については支出はなしということで6191万9000円となるものであります。

◎こども家庭課長補佐（間山 博樹） 認定こども園給付費の中で対象者がどうしてふえたのかということにお答えします。

当初予算におきましては、市内の給付費の支給対象施設28カ所、延べ利用児童数2万7191人と見込み、25億5005万2000円を計上しておりました

が、保育所3施設が認定こども園に移行したことなどにより、延べ児童数が3,872人増加となる見込みとなり、国の給付単価上昇分も含めて4億2468万7000円を増額補正するものであります。

人数がふえたものは、全体の中で、毎年保育所のほうが人数としては減少傾向にありまして、保育所から認定こども園に移行する施設が毎年何カ所かありますので、その分でふえているというところが大きいものです。

◎学務健康課長（菅野 洋） 児童扶養手当の関係ですけれども、児童扶養手当の一部支給は就学援助の支給の対象外となっております。

◎20番（石田 久委員） まず一つ目は、先ほど6400万円ほど、市の負担4分の1という形ですけれども、国のほうでは、今年度がたしか市の部分も持つのだという認識で、来年の4月からはどういうふうになるのかなというふうに思うのですけれども、この辺については、ちょっと先ほどの答弁でいくと、この6400万円ほどは国から後で返ってくるのかどうかというところをちょっとお聞きしたかったのですけれども、ちょっともう少し詳しくお願いしたいなと思っています。

それから、人数のところなのですけれども、資料をいただいたときに、10月からの無償化によって人数がふえたのかなというふうに思っていたのですけれども、資料を見ると3,872人がふえたということなので、そういうふうにして私、勘違いしたのかどうかあれなのですけれども、つまり幼稚園の子供たちと保育園の子供たちのところ、もうちょっとわかりやすく説明していただければというふうに思っています。何ととっても数が3,872人ふえたというところで、それで4億幾らとなったのかなというふうにちょっと思っていたのですけれども、その辺についてお答えしていただきたいと思います。

それから、児童扶養手当なのですけれども、い

ろいろ自治体によって違って、全部支給だと就学援助の対象になるのですけれども、いつも引かかるのは、この一部支給のところ为非該当になっているというのは前から私も議会でやっていたのですけれども、今回かなりそこが緩和されているということなのですけれども、この一部支給がどうして非該当になるのか、その辺についてちょっとお答えしていただければなというふうに思っています。

資料をいろいろ見ますと、全部支給の場合は所得制限が57万円から87万円に拡大したわけですけれども、今回。しかし今回、一部支給のところでは、なった場合にかなり就学援助の対象に、市としてはこれは検討しなければならないのかなと思うのですけれども、その辺についても一度お願いいたします。

◎こども家庭課長（佐々木 隆史） 今年度支給される交付金についてはことし限りということなのですけれども、これについては3月に国から交付される予定でありますので、それまでの支出についてはうちのほうで見込んでおりますので、それを含めた形で補正する形であります。

◎こども家庭課長補佐（間山 博樹） 児童数のところなのですけれども、若干先ほどの繰り返しになるかもしれないのですが、保育所と認定こども園が市内にある中で、保育所から認定こども園に移行していく施設が毎年のように何カ所もあります。そのために、保育所の児童数は、若干ですけれどもここ数年減ってきております。逆に認定こども園のほうが増え続けておりますので、その分で、平成31年4月1日時点で新たに3カ所、保育所から認定こども園に移行しました。その分が主な増員なのですけれども……（発言する者あり）失礼いたしました。当初予算では、認定こども園の児童数が延べ児童数で2万4883名で見込んでおりました。それが今回の補正では、2万8253名、

3,370名増加しております。

あと、この認定こども園給付費の中には、子ども・子育て支援制度に移行した幼稚園も含まれておりまして、その分として、当初予算で2,308名を見込んでおりましたのが、補正後で2,810名になりまして、502名の増ということで、認定こども園の増と合わせて今回の増加分が3,872名ということになっております。

◎学務健康課長（菅野 洋） 就学援助の除外については、一応市のほうでそういうふう決めて行っているものであって、今後他市町村のやり方というか方法を見ながら研究していきたいと思えます。

◎16番（小田桐 慶二委員） 質疑するつもりはなかったのですが、先ほどの木村委員の質疑に対して教育委員会から答弁の修正がありました。トイレの整備率の数値について、来年度末の数字を言ったという、訂正があったわけですが、先ほどの質疑のやりとりの中では、その間違っただけを話した上で、来年度で終わるといような答弁もあったかと思えます。その修正はいいのですか。このままでは、会議録が矛盾することになると思うのですが。

それともう一つ、木村委員もあらかじめさまざま勉強して、現在の整備率を調べてあるはずだと思うのです。それを踏まえて答弁を聞いて、数字が随分高いなということで取り下げた質疑もあると思うのですよ。その点について、どう思えますか。質疑の機会を失ったわけですよ。そういうことも含めて、私は議会に対してのそういう緊張感のなさということをずっと今議会で言っているわけです。誠実でない。苦言を申し上げます。答弁をお願いします。

◎学校整備課長（三上 善仁） まず、先ほどの数字の訂正、申しわけございませんでした。

まず先ほど、来年度末ということで、来年度末

の整備が終わったという時点での数字ということをごさいますて、これで100%になっていないということのお話かと思えますけれども、このほかにまだ長寿命化とか改築とか行う小学校については、まだ洋式化が行われていないという学校も残ってございますので、来年度末でも小学校は81%、中学校については68%ということで、改築とか長寿命化とか、そういうものを行わないと100%には達しないというものでございます。

◎16番（小田桐 慶二委員） 私は、数字を間違っただけだと言うのだったら、間違っただけでいいのです。それは修正すればいいのです。間違っただけで、その後のまた質疑に対して来年度で終了する云々というところ、その会議録の部分を修正しなくていいのですか。修正するという、今発言もなかったわけですから。そこを聞いているのです。数字だけの訂正でいいのですか。

◎委員長（工藤 光志委員） 後ほど、記録を精査して対処したいと思いますので、よろしく願います。

◎教育部長（鳴海 誠） 先ほど御答弁申し上げましたトイレの整備計画の関係でございますが、整備計画についてはあのおりでございます。よって、修正等ということはないものと思っております。

また、今回、こちらのほうの答弁の中で、非常に重要なキーワードになる整備率というふうな部分について、誤った答弁をしてしまったという結果、さまざまな影響があったのであれば、おわびして訂正させていただきます。今後、気をつけたいと思えます。

◎委員長（工藤 光志委員） 昼食のため、暫時休憩いたします。

〔午前11時53分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに御質疑ありませんか。

◎23番（越 明男委員） 気を取り直して始めさせていただきます。

第2款の総務費を中心として、3課にそれぞれ伺いをいたします。

最初、給与改定に伴う、いわゆる給与の補正の問題について、人事課を中心としてということになろうかと思えます。

きのうの総務常任委員会で条例に関する部分を議論させていただきましたが、1億2343万4000円の給与改定に伴う補正が提案されております。

そこで伺います。1億2300万円等の給与明細の特別職、それから一般職の補正の状況について、補正額は幾らか伺いいたします。あわせて、1億2343万4000円の中に、給与明細外とって何かその他の部分がいつも入って、去年もたしか入っていた気もいたしますので、ことしも入っているかと思えますので、その内容と額についてお尋ねをいたします。

二つ目、補正予算の16ページ、2款1項12目諸費、これは私、率直に言わせてもらいますと、何年たっても、せつかく国から歳入でいただいたお金をどうして返さねばまいねのかという思いがよぎるのです。もったいないという気がいつもするものですから、再びきょうお尋ねをさせていただきます。

最初に、資料説明で出されている三つの課のほうは後で伺うことにさせていただいて、最初に財政課のほうに、ここでいう諸費の国への返還金、これは全体の流れとして、どうして制度的に生ずるのか、ここひとつ財政課のほうからまとめた形でひとつ説明していただけないでしょうか。

3点目、補正予算の17ページ、2款2項1目、額としては43万5000円の、いわゆるわずかな額で

ありますけれども、ここに固定資産評価がえの追加の補正が出されております。どういう追加の内容なのかということと、43万5000円の追加で、これは当初予算を含めて合計幾らになりますか。

以上、まず最初にこの点をお伺いいたします。

◎人事課長（堀川 慎一） 人件費補正の額、1億2343万4000円の追加の内訳について御説明させていただきます。

まず、給与費明細に記載の部分でございます。特別職につきましては、434万6000円の減額となっております。続いて、一般職でございます。一般職につきましては、1億1929万8000円の増額となっております。

そして、給与費明細に記載のない項目、こちらは児童手当であるとか、非常勤・臨時職員の賃金であるとか、あとは他会計の繰出金などが入ってございますけれども、こちらが848万2000円の増額となっております。

◎財政課長（岩崎 文彦） 国県支出金等返還金の理由ということでございます。

国県支出金等返還金の補正ということにつきましては、平成30年度の事業実績の確定に基づきまして、当該年度に交付された国県負担金等の精算に伴う返還金を補正するというもので、各款にわたって計上させていただいているというものでございます。

◎資産税課長（石田 剛） 固定資産評価等業務委託料の追加について御説明いたします。

事業の内容といたしましては、令和3年度評価に向けて、市内全域の土地について、新しい路線価を算定する業務を委託しているものです。具体的には、最新の地価の動向の調査、新たに撮影した航空写真による現況確認をしながら、位置的、時間的にバランスのとれた土地の評価を行おうとするものです。

二つ目の御質問の今年度の補正の前後の額で

ございますけれども、令和元年度に関していいますと、補正前の額が2349万円、今回43万5000円を増額補正させていただくことによって、今年度の額が2392万5000円となります。

本件については、3年間の継続費になっておりますので、3年間の合計でいいますと4212万円が63万3000円の増額で4275万3000円となります。

◎23番（越 明男委員） それぞれ答弁ありがとうございました。再質的に少しお伺いいたします。

最初の給与改定に伴う補正のことです。以下3点にわたって、私は全体的な認識と見解と見ますか、影響力と見ますか、そのあたりの解釈的なものを以下3点にわたってちょっとお伺いしたいと思っておりますので、それぞれお答えください。

まず、5年も6年も続けている割には、全国の、また当市を含む地方公務員をなかなかしっかりと励ますものになっていないという認識が、私がございます。全くの微増であります。しかも、30代以下の方がだめだという意味ではないのですが、それ以上の方を励ますようなベアでない。勤勉手当もほんのわずかで、繰り返しわずかずつベースアップしている。これは本当にそういう意味では、市役所職員全体の生活給を含む生活改善へと本当につながっているのかなと、こんな思いを持つのですが、この点の見解をひとつ伺いましょう。

それから、そうはいつでも、今この消費税増税を含めて、決して景気が上向いてない東京一辺倒の市の経済と言われる中で、そうはいつでも1億2300万円、今、職員の方々に支給が可決されるということになりますと、これはやはり消費生活も含めて市の経済への影響力は、これ少なからぬものがあるかというふうに思うのですが、影響についての見解を二つ目にお伺いします。

最後、3点目、この11月に切り取った資料を持ってきましたけれども、この11月に、非正規公務員にボーナスと、47都道府県、来年度からと、人件費130億円増。この求める130億円に国が支援をするかどうか焦点になっているという、地元紙に記事がトップで躍っている。この日、たまたま私、北海道の道新から沖縄民報等々ずっと何紙かちょっと見たのですよ。かなりの地元紙がこの問題を報じていました。

国の議論の中においては、市町村からのアンケートをまずとって、アンケートをもとにして非正規公務員に対する給与の応援を国としては考えたいと高市総務大臣はきちんと答えているのですよ。ところがどうですか、今のこの動き。何か新しい情報はありますか。我が市ではたしか1億8000万円だか1億9000万円が必要だとかという、議会での一般質問での答弁を私もちょっといただいているのですけれども、これの見通し、あるいは当市としての働きかけ、ここら辺について最後、3点目、これは伺っておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

それから、返還金のところの部分で、もう一つ財政課のほうに、済みません、課長、さっき言うのをちょっと忘れたような感じしたのですが。当然のことながらそういう性格を持つ返還金ですから、当初予算には出てこないわけですね。これは当初予算に返還金、予定というのが出てくれば、これは全然おかしいものですから、今回ちょっと確認したいということと同時に、去年、今のは平成30年度というお話でございました、平成29年度の返還金については、今手元にデータありますか。ありましたら、ちょっとそのことも含めてお答え願えませんか。

それから、1回目の質疑のところでお伺いしたように、議運での資料説明のところ、障がい福祉課、生活福祉課及び子ども家庭課の三つのとこ

ろで、相当なウエートを占める金額になっているという説明がございました。端的に、障がい福祉課のほうには、障害者自立支援の給付5400万円は、どういう事由で、この返還金ということに、お返しということになったのか簡潔にお答え願いませんか。

それから、次、生活福祉課、生活費のいわゆる扶助等の国庫負担金が1億6700万円の返還になっております。ここをひとつ担当課長に説明いただければと。

最後、子ども家庭課のほうについては、子供のための教育保育給付等がおおよそ6000万円ちょっと返還になっております。ここもあわせて担当課のほうで説明していただけないでしょうか。

◎人事課長（堀川 慎一） 3点の質問にお答えさせていただきます。

まず、ベースアップの部分でございます。

こちらは、公務員の給料がやはり税金をもとに支払われているということで、民間の給与と均衡させることが望ましいという趣旨で人事院の勧告、そして県の人事委員会の勧告がなされていると理解してございます。よって、市においても、今回の改定は、この勧告に準じることで決定したものでございます。

二つ目といたしまして、市の経済への影響の部分につきましては、ここは職員個々の消費活動ということで、それぞれの生活様式によって異なるものではありますけれども、職員組合との団体交渉の場においても、職員の生活改善のために速やかな支給を要望されておりますので、今回の改定に伴う差額につきましては、年内の支給に向けた手続を進めてまいりたいと考えております。

そして3点目です。来年度からの会計年度任用職員制度に伴う財政措置ということで、こちらは総務省からは新たに支給すべき期末手当の所要額調査を行い、地方財政措置について適切に検討を

進めていくこととしております。

国の動向には今後も注視していきたいと考えておりますけれども、例年、翌年度の地方財政対策の概要が総務省から発表されておまして、この中で地方交付税の総額、主な項目の内容が示されておまして、来年度の部分については、これから12月末にはこの辺が発表されるかと思っておりますので、引き続き情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

◎財政課長（岩崎 文彦） まず、当初予算での返還金という話ですが、当初予算ではないです。

それから返還金の関係、29年度の12月の数字ということでよかったですか。29年度の補正予算での返還金ですけれども、9155万7000円でございます。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 障害者自立支援給付費国庫負担金は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスに対する補助なのですけれども、こちらは申請時の延べ利用者数の実績は増加しているのですけれども、利用時間ですとか利用日数により金額では見込みを下回ったもので返還するものであります。

◎生活福祉課長（三上 誠） 平成30年度生活扶助費等国庫負担金の返還が発生した理由といたしましては、平成30年度生活保護費は、月平均非保護者人員を4,543人として当初予算を69億6287万8000円を見込みましたが、平成30年度非保護者数の実績といたしましては、4,481人と見込みを62人下回ったことにより、決算額は68億690万8245円となったため、その結果、国庫負担金に返還が生じたものであります。

◎子ども家庭課長（佐々木 隆史） 返還金のうち、子供のための教育保育給付費についてお答えします。

今回追加となりました返還金のうち6200万9000円につきましては、子ども・子育て支援新制度に

移行した幼稚園、認定こども園、保育所の運営等に関する費用として、各施設に支給される子供のための教育保育給付費等について、平成30年度分の額が確定したことにより概算交付されていた国及び県負担金の差額を返還するものであります。

返還金の内訳としましては、給付費等の支給対象施設における年間の延べ利用児童数を6万4415人、国県負担金の見込みを合計38億6176万1000円と見込んだものであったものに対し、利用児童数の実績が年間延べ6万3467人、国県負担金の実績が合計で37億9975万2000円となったことから、差額の6200万9000円を返還するものであります。

◎2番(成田 大介委員) 済みません、ちょっと話がまた戻るようになってしまうのですが、31ページ、10款2項3目、そして10款3項3目、これはトイレの改修についてなのですが、先ほど来、木村委員の質疑と小田桐委員から苦言を呈するという話があったかと思うのですが、この辺をもう一度、スケジュール感と改修率をもう一度はつきり教えていただきたいと思えます。

◎学校整備課長(三上 善仁) まず、現在の洋式化率ということでございます。

小学校の洋式化率が61.7%、中学校の洋式化率が30.7%、小中合わせまして51.3%となっております。

12月の補正後の数字に関しては、ちょっと小中を分けたものが手持ちにございませんで、小中合わせまして、こちらのほうが今年度さらに4校——自得小学校、東目屋小学校、東小学校、新和中学校を行った後の洋式化率が56.9%、さらに今回の12月の補正を行ったとすれば、小中合わせまして62.5%となるものでございます。

今後の計画ということでございますけれども、令和2年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、中学校4校の大規模改修、さらには小

学校5校と中学校3校の洋式化——大規模改修ではなくて便器だけを取りかえる洋式化工事というものをを行うものでございまして、これによって先ほど申し上げた令和2年度の最終の洋式化率というものが出てくるというものでございます。

◎2番(成田 大介委員) 何で今私が聞いたかということ、まずもちろん子供たちのことなので、大切なことなのでしっかりもう1回聞きたいのですが、先日、一般質問の中において一戸兼一議員の質問の市長答弁において、市内小中学校における大規模な洋式化の工事を令和2年度で完了させますという市長答弁があるのですよ。その辺をもう一度確認したいと思って。

◎学校整備課長(三上 善仁) 令和2年度の、今申し上げたものは、あくまでも国の補助の採択をもって事業を行うというものでございますので、その辺は国のほうでも国土強靱化ということで採択の見込みが強いということも伺っておりますので、こちらの大規模改修並びに洋式化のほうは採択になるものだと考えておりますので、これを採択いただければ、令和2年度で事業費としては、大規模改修と洋式化の工事については終了するという見込みのものでございます。

◎2番(成田 大介委員) 国云々はもちろん、そこは大事な話なのですが、市長答弁というところからいくと完了させるという、やはり言い切っている部分がございますので、やはりその答弁書の作り方が、あるのかなというふうには思うのですが。

3回までだと聞いていますので、最後に、大規模な改修工事と個別の洋式化というのは何が違うのですか。

◎学校整備課長(三上 善仁) 大規模改修というのは、完全にトイレを全て取り壊してしまって、まるきりのリフォームという形で考えていただければ結構でして、洋式化というのは、現在の

和式便器を洋便器に取りかえるという工事が主になるものでございまして、大きな工事というものではないということでございます。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第52号令和元年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（外川 吉彦） 議案第52号令和元年度弘前市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

国1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に4083万5000円を追加し、補正後の額を199億9081万6000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、国7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の1330万2000円の追加

は、令和3年度からマイナンバーカードを健康保険証として利用できるオンライン資格確認等システムの運用が開始されることに伴い、令和2年度からテストが実施される予定であり、それに合わせたシステム改修委託料を計上するほか、職員の給与改定及び新陳代謝等に伴う人件費分であります。

7款1項5目償還金の2753万3000円の追加は、国庫支出金等精算返還金を計上するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、国4ページにお戻り願います。

6款繰入金金の3538万7000円は、歳出の一般管理費の補正額に対応する一般会計繰入金を追加計上するほか、償還金の財源として財政調整基金繰入金を追加計上するものであります。

7款諸収入の544万8000円は子供医療費分等返還金を計上するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

た。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第53号令和元年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康こども部長（外川 吉彦） 議案第53号令和元年度弘前市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

後1ページをお開き願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額に4011万1000円を追加し、補正後の額を18億8214万3000円としようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、後7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の600万6000円の減額は、職員の給与改定及び新陳代謝等に伴う人件費分であります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の4611万7000円の追加は、令和元年度保険料負担金の増額及び事務費負担金の減額が通知されたことに伴い、青森県後期高齢者医療広域連合への納付金のそれぞれの項目を増減し、整理するものであります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、後4ページにお戻り願います。

1款後期高齢者医療保険料の4675万6000円は、歳出の後期高齢者医療広域連合保険料負担金に対応する歳入予算を計上するものであります。

3款繰入金の664万5000円の減額は、後期高齢者医療に係る保険基盤安定分の追加及び人件費等の減額を合わせ、一般会計からの繰入金を減額するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第54号令和元年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第4号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎福祉部長（番場 邦夫） 議案第54号令和元年度弘前市介護保険特別会計補正予算(第4号)について御説明申し上げます。

介1ページをごらん願います。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額から1625万4000円を減額し、補正後の額を196億7499万2000円にしようとするものであります。

歳出予算から御説明申し上げますので、介7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の1625万4000円の減額は、職員の給与改定及び新陳代謝に伴う人件費分であります。

次に、歳入予算について御説明申し上げますので、介4ページにお戻り願います。

7款繰入金の1625万4000円の減額は、人件費の

減額に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

説明は以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第55号令和元年度弘前市水道事業会計補正予算(第2号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第55号令和元年度弘前市水道事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の給与改定や新陳代謝に伴い、人件費について補正するほか、早期発注する予定の建設工事について債務負担行為を追加しようとするものであります。

水1ページをお開き願います。

第2条は、主要な建設改良事業費について、人件費に係る額を改めようとするものであります。

第3条は、収入では、一般会計補助金53万円を追加し、収入の合計を43億392万8000円に改め、支出では、退職給付費など4376万1000円を減額し、支出の合計を38億7919万円に改めようとするものであります。

水2ページをお開き願います。

第4条は、支出では、手当など166万7000円を減額し、支出の合計を25億9505万3000円に改めようとするものであります。これによる資本的収入及び支出の収支差引き不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

第5条は、債務負担行為を追加しようとするものであります。

水3ページをごらん願います。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を、第7条は、他会計からの補助金の額をそれぞれ改めようとするものであります。

そのほか、水4ページから水18ページにかけては、実施計画などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、議案第56号令和元年度弘前市下水道事業会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎上下水道部長（坂田 一幸） 議案第56号令和元年度弘前市下水道事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

今回の補正は、職員の給与改定や新陳代謝に伴い、人件費などについて補正するほか、早期発注する予定の建設工事について債務負担行為を設定しようとするものであります。

下1ページをお開き願います。

第2条は、主要な建設改良事業費について、人件費に係る額を改めようとするものであります。

下1ページから下2ページにかけての第3条は、収入では、一般会計補助金の減額と過年度損益修正益の追加により5743万5000円を追加し、収入の合計を57億7931万1000円に改め、支出では、退職給付費など850万6000円を減額し、支出の合計を53億5898万7000円に改めようとするものであります。

下2ページをごらん願います。

第4条は、支出では、給料など440万5000円を追加し、支出の合計を49億4854万9000円に改めようとするものであります。これによる資本的収入及び支出の収支差し引き不足額については、損益勘定留保資金などにより調整しようとするものであります。

下2ページから下3ページにかけての第5条は、地方自治法第214条の規定に基づき債務負担

行為を設定しようとするものであります。

第6条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の額を、第7条は、他会計からの補助金の額をそれぞれ改めようとするものであります。

そのほか、下4ページから下21ページにかけては、実施計画などを添付してございますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎委員長（工藤 光志委員） 最後に、議案第57号令和元年度弘前市病院事業会計補正予算(第1号)を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎市立病院事務局長（澤田 哲也） 議案第57号令和元年度弘前市病院事業会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

病1ページをお開き願います。

今回の補正は、給与改定及び新陳代謝等に
伴い、職員給与費の補正をするとともに、薬剤管理
補助に係る経費について、債務負担行為を設定し
ようとするものであります。

第2条は、収益的収入及び支出で収入を400万
6000円減額し、病院事業収益の総額を30億1095万
5000円とし、支出を1億3738万4000円減額し、病
院事業費用の総額を36億1588万円としようとする
ものであります。

第4条は、議会の議決を経なければ流用するこ
とのできない経費で、予算第8条第1号の職員給
与費を17億156万円にしようとするものでありま
す。

次に、補正予算の内容について御説明いたしま
すので、病3ページをお開き願います。

収益的収入及び支出の収入については、1款病
院事業収益2項医業外収益3目負担金交付金を職
員の代謝等による給与費に係る一般会計繰入
金の減額に伴い400万6000円減額しようとするも
のであります。

支出については、1款病院事業費用1項医業費
用1目給与費を給与改定及び職員の代謝等に
伴い、備考欄記載のとおり、1億3738万4000円減
額しようとするものであります。

なお、病4ページ以降には、この補正予算に係
るキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書及び
債務負担行為に関する調書等を記載しております
ので、御参照くださるようお願いいたします。

以上であります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本案に対し、御質
疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、
これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 意見なしと認め、
これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 御異議なしと認め
ます。

よって、本案は原案のとおり可決いたしまし
た。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上をもって、本
委員会に付託されました議案の審査は全部終了い
たしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたしま
す。

〔午後 1時40分 散会〕